令和６年度地域クラブ活動登録要項

岩手県中学校体育連盟

１　趣旨

(1) この登録は,（公財）日本中学校体育連盟主催「全国中学校体育大会」及び東北中学校体育連盟主催「東北中学校体育大会」の岩手県内予選会（岩手県中学校総合体育大会・各地区中学校総合体育大会）及び岩手県中学校新人大会・各地区中学校新人大会への出場を希望する団体が行うものである。

(2) この登録は，上記大会（以下,「中体連主催大会」という。）への参加資格を得るためのものであり，本連盟に加盟するためのものではない。

(3) この登録は，出場を希望する年度ごとに申請するものである。

２　登録及び中体連主催大会への参加を認める条件

(1) 下記の「３　中体連主催大会参加資格の特例」の全てを満たし,了承していること。

(2) 申請内容の虚偽が判明した場合，登録承認後であっても登録及び中体連主催大会参加を認めない措置をとる。

※選手が不利益を被ることがないよう十分留意すること。

３　中体連主催大会参加資格の特例

(1) 中体連主催大会の参加を認める条件

ア　中体連の目的及び永年にわたる活動を理解し，それを尊重すること。

イ　選手の年齢及び修業年限が我が国の中学校と一致している（県内の中学校に在籍している生徒であること)。

ウ　地域クラブ活動にあっては，日常継続的に（公財）日本スポーツ協会等公認スポーツ指導者資格を有する代表者もしくは指導者の指導のもとに，適切に行われている。

エ　地域クラブ活動にあっては,（公財）岩手県体育協会に加盟している各競技団体に登録していること。

オ　令和４年 12 月 27 日付けでスポーツ庁及び文化庁が発出した『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』の「Ⅱ　新たな地域クラブ活動」を遵守していること。特に,「２　適切な運営や効率的・効果的な活動の推進　(5) 適切な休養日等の設定」について運用していること。

カ　中体連主催大会において,競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。

キ　中体連（競技専門部を含む）が主催する諸会議に代表者は必ず出席すること。

ク　地域クラブ活動で中体連主催大会に参加した場合，在籍中学校での中体連主催大会参加は認めない。その逆も同様である。

ケ　令和５年 11 月 20 日付けで（公財）日本中学校体育連盟が発出した「令和６年度全国中学校体育大会夏季大会（16 競技）地域クラブ活動の参加特例における各競技部細則（確定)」※及び本連盟が定めた競技細則※を遵守し，大会に参加すること。

※「地域移行の受け皿となっている地域クラブ活動」とは

日本中体連が示す競技部細則（陸上競技，バスケットボール，体操競技，新体操，卓球，剣道）及び本連盟柔道専門部が示す競技細則において記載されている「**地域移行の受け皿**となっている地域クラブ活動」とは，「市町村教育委員会等が設置する**合同部活動**及び**拠点校部活動**」の場合に限る（ただし，バスケットボール競技については，さらに限定した内容として記載されている）。

参考

合同部活動とは？

合同部活動は、複数の学校で一つの部活動を拠点校等に設置することをさし、その際は１人以上の指導者（顧問等）がその一つの部活動に対して配置されることとなる。そのため、運営の主体と責任の所在をはっきりとさせ、生徒や保護者の理解を得て行うことが必要です。

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」FAQ（スポーツ庁）

拠点校部活動とは？

参加を承認する精神は、在籍校に希望する部活動がないこと等の場合に、参加を希望する生徒を区市町村内の一つの学校が受け入れるというものである。区市町村もしくは都道府県教育委員会や中学校長会が運動部活動に参加したい生徒の救済事業として推進する活動であり、勝利至上主義のための活動ではない。

「全国中学校体育大会拠点校部活動参加規程」（公財）日本中学校体育連盟

(2) 中体連主催大会に参加した場合に守るべき条件

ア　中体連主催大会実施要項及び出場する競技種目の中体連主催大会申し合わせ事項等に従うとともに，中体連主催大会の円滑な運営に協力すること。

イ　中体連主催大会参加に際して，地域クラブ活動においては，責任ある代表者・指導者が選手を引率すること。

ウ　万一の事故発生に備え，傷害保険等に加入するなどして，万全の事故対策を立てておくこと。

エ　中体連主催大会参加費及び大会開催に要する経費については，各団体で負担すること。

オ　団体競技における地域クラブ活動名での出場は１チームのみとする（同一団体等で複数のチームの参加はできない）。

(3) 中体連主催大会への参加を認めない場合

ア　登録申請及び参加申込に際して，参加条件に虚偽の内容が判明した場合。

イ　大会における競技役員や審判へ協力しない場合や諸会議へ出席しない場合。

ウ　同一競技内において，在籍中学校と地域クラブ活動，または地域クラブ活動どうしの複数登録を行った場合。

エ　複数の地域クラブ活動でチームを編成した場合。

オ　団体競技において,県境を越えるチーム編成を行った場合(東北中体連確認事項)。

上記ア～オの場合，選手は出場機会を失うことになるので，地域クラブ活動の責任者は十分に注意すること。

また，上記ア～オの場合，次年度以降の登録を認めない。

４　登録申請の手順

(1) (公財)岩手県体育協会に加盟している各競技団体に登録が済んでいるか確認する。

(2) 本連盟ホームページから申請に必要な様式をダウンロードする。

関係資料は，令和６年２月６日にアップする。

(3) 申請に必要な事項を記または入力のうえ，**令和６年３月１日（金）16 時ま**でに岩手県中学校体育連盟事務局へ E-mail にて送信する。

送信先：i-chutai@helen.ocn.ne.jp

なお，その後の連絡等も E-mail を使用するため，継続して使用できる E-mail アドレスから送信することとし，E-mail 以外での申請は受け付けない。

また，事務局において E-mail を受信後，受け取った旨を返信するので，返信がない場合は，事務局に確認の連絡（電話番号：019-651-1942）をすること。

(4) 本連盟において，提出された資料をもとに登録審査を行う。

(5) 審査結果を令和６年３月 12 日（火）（予定）までに E-mail で連絡。登録承認の場合は，令和６年度の登録完了。

５　提出書類

(1) 様式１　令和６年度地域クラブ活動登録申請書

(2) 様式２　令和６年度地域クラブ活動の登録・大会参加に係る確認及び誓約書

(3) 団体規約（団体の活動方針等が分かるもの）

(4) 団体役員名簿（氏名，生年月日，年齢，性別，職業が必要）

(5) （公財）日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格等を証明するもの（コピー等を PDF 化して送信，写真データでも可）

登録承認された団体は，５月末日（予定）までに「様式３　令和６年度地域クラブ活動登録名簿」を提出すること。

名簿提出に係る詳細については，事務局から審査結果を連絡する際に伝えることとする。

６　登録及び大会参加申込みに関する留意点　-必読-

(1) 競技専門部ごとに参加資格に関する細則が示されているので，必ず確認すること。
　本連盟独自の内容もあり，必ずしも「令和６年度全国中学校体育大会夏季大会（16競技)地域クラブ活動の参加特例における各競技部細則(確定)」と同じにはならない。

(2) 参加申込みする選手は,「学校」「地域クラブ活動」のいずれか一方とすること。参加区分における二重登録は認めない。

(3) 選手（保護者）が作成する「参加区分登録書」でＣ又はＤを選択した選手のみを登録すること。

(4) 「参加区分登録書」提出以後，原則として年度末まで参加区分の変更は認めない。
　※　登録を希望する場合は，岩手県中学校総合体育大会・各地区中学校総合体育大会だけではなく，岩手県中学校新人大会・各地区中学校新人大会の出場についても考慮すること。地域クラブ活動の責任者は，中学生の大会参加機会が失われることがないよう十分に注意すること。

(5) 団体競技における地域クラブ活動名での参加は１チームのみとする（同一団体で複数のチームの参加はできない）が，例えばスイミングスクールのように個別の施設を有し,異なる指導者が指導に当たっている場合などは,スクールごとの登録を認める。

(6) 地域クラブ活動は，各地区大会からの参加を原則とする。
　ただし，陸上競技（通信陸上大会・駅伝大会を除く)，水泳競技，相撲，ホッケー，スキー，スケート，アイスホッケーについては，県大会からの参加とする。

(7) 地域クラブ活動が団体競技及び団体戦に参加する際には，同一地区の学校に在籍する生徒のみで編成し，地区中体連を越えた編成は認めない。
　ただし，地域クラブ活動から個人競技及び個人戦に参加する場合は，競技細則等を確認した上で生徒が在籍する学校の地区から参加とする。

(8) 地域クラブ活動が参加することにより，13 地区中体連のうち１地区でも会期内での開催ができなくなる競技がある場合は，<u>県全域の地域クラブ活動のみで行う大会を競技ごとに実施※</u>するなどの措置を講ずること。
　その際の上位大会への出場枠については，今後，競技専門部ごとに定める。
　※　大会の企画・運営は，県中体連に登録が承認された地域クラブ活動どうしで行うこととし，県中体連（競技専門部を含む）は大会に関与しない。登録を希望する地域クラブ活動は，このような状況も想定したうえで申請すること。

(9) 上位大会への参加権利を得た場合，その権利を放棄することは認めない。